

国民健康保険に加入されている40歳～74歳の方

受けましたか？ 特定健診

1万円相当
が無料!!

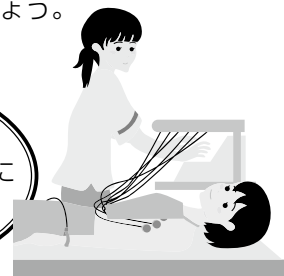
～ 症状がなくて元気だからこそ、年に一度は必ず健診を受けましょう～
健診の結果はあなたの生活を映る鏡です。健診を受けて、ご自身の健康を振り返りましょう。

受診期限：
令和7年1月31日(金)まで

受診はお早めに!

まずはお申込みを!

かかりつけの病院や健診機関に
予約をしてから受診して
ください。



「特定健診」を受けていただける町内医療機関です。 ※町外にある特定健診実施機関でも受診できます。

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
石川医院	蚊野1882番地	0749-37-2007	野口小児科	沓掛388番地	0749-42-3050
世一クリニック	中宿31番地3	0749-42-7506	上林医院	目加田882番地	0749-37-2003
北村医院	蚊野1732番地	0749-37-2008	矢部医院	愛知川1332番地1	0749-42-2167
成宮クリニック	市917番地7	0749-42-2620	中川クリニック	沓掛382番地	0749-42-2225



健診の内容：計測（身長・体重・血圧・腹囲）・問診・血液検査・尿検査・内科診察
*貧血検査、心電図検査、眼底検査については、該当者のみ実施します。

持 ち 物：特定健康診査受診券（ピンク色の紙）、質問票（記入済のもの）
国民健康保険被保険者証

健康推進アプリ
BIWA-TEKU
対象です!!

健康推進課（愛知川庁舎別館）へ 提出をお願いします

国民健康保険に加入中で以下に該当する方

- ★お勤め先での健診、人間ドックを受けられた方
- ★かかりつけ医療機関に通院中の方

提出いただきたい物

- 健診結果
- 検査結果

生活習慣病（高血圧・脂質異常症・糖尿病）で定期的に医療機関を受診されている方
かかりつけ医から町へデータを提供していただける制度（治療中患者情報提供制度）
があります。制度の利用について自己負担はありません。詳しくは、かかりつけ医療
機関もしくは健康推進課までお尋ねください。



10月17日から10月23日まで「薬と健康の週間」です。

薬に対する不安を解消し、正しく使用することによって、薬はその効果を最大限に発揮することができます。
薬を使用するときには、その量や使い方について、医師や薬剤師などの専門家に気軽に相談しましょう。

また、使用中の薬を含め、「薬」についてなら何でも相談できる「かかりつけ薬剤師」や「かかりつけ薬局」
を決めていただくことが大切です。多くの薬を服用している場合、副作用が起きたり、きちんと飲めなくなる
ことがあります。「かかりつけ薬剤師・薬局」では、薬が重複していないか、薬同士の相互作用
がないかのチェックや、正しい服用方法や注意しなければならないことについて情報を提
供してもらえます。

薬局に関する情報は4月から開始された全国統一システム「医療情報ネット（愛称：ナビ
イ）」で検索することができます。

☎ 健康推進課 ☎0749-42-4887



▲医療情報ネット
こちらから

大人の「インフルエンザ」・
「新型コロナウイルス」のワクチン定期接種について

令和6年10月1日からインフルエンザワクチンと同様に、新型コロナウイルスワクチンについて
も定期接種を開始します。なお、予診票および案内チラシは、対象者に郵送します。



接種期間 令和6年10月1日～令和7年1月31日まで

対象者	自己負担金／接種回数	予防接種の受け方
接種日に満65歳以上の方 (昭和35年2月1日までに生まれた方)	インフルエンザ 1,000円／1回まで + 新型コロナウイルス 3,000円／1回まで	個別接種のみ ※新型コロナワクチンとイン フルエンザワクチンは、接 種間隔に制限がなく、同日 の接種が可能です。
接種日に満60歳から64歳の方で、心臓・腎 臓・呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによ る免疫の機能に障がいがある身体障害者手 帳1級程度の方(昭和35年2月2日から昭和 40年2月1日までに生まれた方)		

※定期接種の対象でない方は、医療機関等で任意の予防接種が可能です。(全額自己負担)

※生活保護世帯の方は、自己負担金が公費負担となりますが、申請が必要です。医療機関に接種予約をした後、
接種日までに健康推進課窓口までお越しください。

☎ 健康推進課 ☎0749-42-4887

☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ㊟=電子メール ㊤=申し込み先 ㊦=問い合わせ先

暮らしの掲示板

令和6年10月からの児童手当の制度について

児童手当は、子ども・子育て支援の適切な実施を図る
ため、子育て家庭を支援するための制度です。令和6年
10月1日より、児童手当の制度が一部変更になります。

- 所得制限が撤廃されます。(所得制限限度額及び所
得上限限度額を超過していた方も児童手当の支給
対象になります。)
- 支給対象児童が中学生以下から高校生年代(18歳に
達する日以後の最初の3月31日)まで延長されます。
- 第3子以降の支給額が3万円に増額されます。
- 支払月が年3回から年6回に変わります。(偶数月で
の支払いになります。)
- 第3子以降のカウント方法は22歳到達後の最初の
3月31日までの児童、かつ親等の経済的負担があ
る場合対象となります。

次の①～⑤に該当する方については、制度改正後
に児童手当を受給するために令和7年3月31日まで
に申請が必要になります。対象者にはすでに案内通
知を送付しておりますが、届いていない場合は、子
ども支援課までお問い合わせください。

- ①高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日)
の児童を養育している方(現在中学生以下の子を養育
しており、児童手当を受給している方を除きます。)
- ②中学生以下の児童を養育しているが、所得上限限度
額を超過し、児童手当も特例給付も受給していない方
- ③支給対象児童の兄弟等(18歳に達する日以後の最
初の3月31日を経過した後の22歳に達する日以後
の最初の3月31日までの間にあって親等に経済的
負担のある子をいいます。)について監護に相当す
る世話等をし、その生計費を負担している方(「監護
相当・生計費の負担についての確認書」等の提出が
必要となります。)
- ④施設等受給資格者である方でその委
託等されている児童のうちに、高校生
年代の児童がいる方
- ⑤新たに施設入所等児童となる者がい
る方

詳細は町ホームページを確認ください。

☎ 子ども支援課 ☎0749-42-7693



▲ホームページは
こちらから